

新見市教育委員会 10月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年10月19日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和4年10月19日(水) 午後3時30分から午後4時48分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 9 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 2 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第 3 1 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 3 1 号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について

木下課長 議第 3 1 号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。市内各公民館の主たる対象区域は、現行条例では、小中学校単位を基本として表記をしておりますが、近年の小中学校の統廃合の進行に伴い、1つの学校区域が拡大し、示す対象区域が不明瞭となってきたため、大字単位を基本とした表示に改めるものです。また、本市が取り組む小規模多機能自治の推進により、大佐田治部地区に地域づくりセンターが設置されることに伴い、当該地区と公民館活動について協議をおこなったところ、今後は大佐公民館で活動することとなったため、大佐公民館田治部分館を廃止するものです。さらに、もう 1 点、旧豊永小学校体育館につきまして、地域の公民館事業の利用に供するために、豊永公民館講堂として表記をするものです。改正内容につきましては、お手元資料の 2 ページから 5 ページに表示をしておりますが、新旧対照表の方が分かりやすいので、6 ページからの新旧対照表をご覧くださいと思います。この新旧対照表ですが、左側が改正前、右側が改正案となっております。まず 1 番最初の公民館の表記のところ、1 番上に新見市正田公民館があります。その表の 1 番右の主たる対象区域のところ、現行では、「新見南小学校の学区の一部」という表記にしておりますけども、これを、

右側の改正案の主たる対象区域、地区で言いますと、「正田、金谷」というように、条例に表記されています公民館すべてを、大字表記に変えるというものです。それから、8ページをご覧ください。1番上の新見市大佐公民館田治部分館ですが、こちらを廃止いたしますので、右側の表では、すべて削除させていただいております。それから、10ページをご覧ください。摘要欄ですけれども、改正前の(4)旧新見市立淳和小学校体育館、これを(5)に、(5)旧新見市立布瀬小学校体育館、これを(6)に、それぞれ繰り下げまして、(3)の次に「(4)旧新見市立豊永小学校体育館を新見市豊永公民館講堂とする。」を加えさせていただいております。いずれも、対象区域の明確化や地域の公民館活動の促進を図るものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第31号は承認とします。
次に、「議第32号」の説明をお願いします。

議第32号 新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
田中課長

議第32号 新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。新旧対照表です。今年度末で閉校となる井倉小学校及び萬歳小学校について、名称等を削除し、改正するものです。また、新見南小学校の位置の表記につきまして、国土調査に伴って変更となっておりますので、改正するものです。井倉小学校、萬歳小学校を削除させていただいております。それから、新見南小学校の位置を新見市石蟹「554番地」から「555番地」に改めさせていただいております。今後につきましては、12月市議会に上程させていただこうと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第32号は承認とします。
次に、「議第33号」の説明をお願いします。

議第 3 3 号 新見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

田中課長

議第 3 3 号 新見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。資料 5 ページ、新旧対照表をご覧ください。これも先ほど申しました案件と同じですが、今年度末で閉校となる井倉小学校及び萬歳小学校の通学区域につきまして、統合先の新見南小学校及び本郷小学校の通学区域にそれぞれ集約するために改正をおこなうものです。井倉小学校の通学区域をすべて新見南小学校へ追加しております。それから、6 ページをご覧ください。萬歳小学校の通学区域につきまして、本郷小学校へ追加をしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第 3 3 号は承認とします。

次に、「協第 7 号」に入りますが、その前に一言申し上げます。この協第 7 号につきましては、制度の方針を大きく変更するものですので、本日については、皆さんからのご意見を聞かせていただき、来月の教育委員会で改めまして提案し、ご承認を得たいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは事務局から説明をお願いします。

協第 7 号 新見市遠距離通学支援助成金交付要綱の制定について

田中課長

協第 7 号 新見市遠距離通学支援助成金交付要綱の制定についてご意見をいただきたいと思えます。先ほど教育長からもありましたように、遠距離通学支援について、大きな制度の転換を予定させていただいております。新年度からの適用と考えております。今現在ですが、市内の遠距離通学となる児童生徒に対する支援としましては、学校の統廃合の条件整備の中で、スクールバスや、路線バスの利用として定期代の補助など様々な形です。その中でも、旧市町単位でそれぞれ支援にかなりばらつきがあるという現状があって、公平性を欠くという状況でした。統一した基準を設け、平準化を図りたいと考えております。資料 3 ページをご覧ください。2 番目に関連要綱の廃止ということで、そこに要綱を 6 本挙げております。その 6 本がいろんな地域やいろんな方法で通学補助をおこなっているというものです。簡単に説明をさせていただきます。1 番上にあります新見市児童・生徒通学費補助金は、基本的には統合関係のものです。統合した後、児童ですと 4 キロ、生徒ですと 6 キロ以上を通学する人が対象で、公共交通機関を利用して通学する場合、路線バスの定期代を全額補助するという内

容です。2番目の新見第一中学校生徒通学費補助金、これも統廃合を条件としたものです。内容につきましては、菅生、上熊谷地区から一中へ通学する場合、路線バスを使って通学します。しかし、地域が最寄りのバス停までが遠い、こういったことがあって、バス停まで2キロ以上の場合には補助金を出しております。今は対象地域の限定をしておりますが、菅生のスス原ですと月額5,000円、上熊谷の指野ですと月額5,300円の補助です。その根拠は、だいたい集落の中心部からバス停までの距離あたり30円に1月あたり25日をかけて端数処理したものが、おおむねその金額となっております。3番目、新見南中学校生徒通学費補助金、これも統廃合に絡むものです。対象地域は、豊永宇山、豊永赤馬地区から新見南中学校へ通学する場合作です。路線バスが走っておりますが、バス停までの距離が2キロ以上の場合に、月額で、地域指定でさせていただいております。主なものとしましては、豊永宇山、宇山地区が月5,200円、豊永赤馬、赤馬地区が3,600円ということで、先ほどの一中と同じキロ単価30円です。それから、4番目、哲西支局児童・生徒通学費補助金です。目的としましては、遠距離通学者ということで、地区の指定をしております。月額で言えば、少ないところで1,500円、多いところが2,500円ということで、ばらつきがあります。それから5番目が、神郷支局児童・生徒通学費補助金です。これも遠距離通学ということで、小学校4キロ以上、中学校6キロ以上の方に対して月額7,000円の定額を払っているものです。なお、神郷支局のこの補助金につきましては、すでに一中に統合しておりますので、実質は対象者0という状況です。最後6番目ですが、特別支援学級通学費補助金ということで、最寄りの小学校、中学校に特別支援学級が設置されていない場合、近くの学校の特別支援学級に通うというものです。単価につきましては、一中、新見南中と同じキロ30円となっております。今申し上げたのが、現在、6本ある要綱の概略ということですが、それで、本日提案をさせていただきたいものですが、新見市遠距離通学支援助成金交付要綱をお手元に提出させていただいております。これは教育委員会事務局で、ある程度練り上げて、まだ案ということです。大きな変換ということになりますので、この場で皆様方のご意見をいただいて、より充実した支援ができるような要綱にしたいということです。1条から説明をさせていただきたいと思っております。趣旨ですが、遠距離通学する児童・生徒の保護者に対し、保護者の負担軽減等を目的としております。今までは補助金という名目でさせていただいておりますが、助成金とさせていただきます。基本的には、ある程度経費がかかったりしたものに対して補助するものが補助金だろうと、後で説明しますが、定期代の補助金もさることながら、今はもらわれていない方々、それから、大佐や哲多は、この遠距離通学の補助金がありません。中身も違うし、地域ごとでも違うという制度が存在していま

した。これを押し並べて、小学生ですとおおむね4キロ以上、中学生ですとおおむね6キロ以上の方に、基本的に通学バスを確保して、もしくは公共交通を利用していただくという目的です。交付対象者ということで第2条に記載しておりますが、市内に住所を有し、市立小中学校に通うというものです。遠距離通学の定義としては、小学生ではおおむね4キロ以上、中学生ではおおむね6キロ以上とさせていただいております。2項ですけれども、指定校変更の場合は、保護者が通学手段を確保するというので外させていただいております。それから資料3ページ、別表に助成金の額を記載しております。公共交通機関を利用して通学する児童生徒については、定期券の購入額を助成させていただき、それから、バス停まで2キロ以上の距離がある者については、今までは、キロ30円でしたけれども、そこを統一して、キロ8円相当で計算をして、月400円とさせていただいております。この8円の基準というのが、備北バスの路線を、3本ぐらい平均しましたら、約8円ぐらいでした。公共交通以外を利用して通学する人、当然徒歩であるとか自転車等々につきましては、自宅から学校までの片道距離が、4キロ以上、6キロ以上の方について1キロあたり月額400円を乗じた金額ということで考えております。先ほども言いましたこの400円の考え方ですが、一番高いキロ30円でいきますと、哲西が4倍も5倍もの月額になります。なぜに30円という基準があるのかということもあろうかと思っておりますけれども、市の職員の通勤手当の額を用いているという状況です。これを勘案して、押し並べるということでは、全体を引き上げるのは厳しいということで、備北バスの料金相当の金額とさせていただいているところです。教育委員会として考えております遠距離通学支援としましては、4キロ以上、6キロ以上の方は、限りなく通学バス、それから路線バスなどの公共交通を利用していただくということで考えております。なおかつそういったものを利用できない場合は、こういった支援助成金ということで、保護者負担に応じていこうと考えております。以上、簡単な説明ですが、質問等いただければと思います。よろしくお願ひします。

正村教育長

17年に合併してから、このところについては、手を付けていなかったということです。旧市町でおこなっていたことをそのまま使っていたということです。新市になって17年になるんですけれども、1つの行政組織からすると不公平が生まれていたということで、ここで平等にしていかなければいけないだろうと、今説明したように、1キロ30円のところもあったようですが、今回は1キロ8円で考えていくということです。皆さんの思われているところで、ご意見を聞かせていただけたらと思います。

田中課長

補足をさせていただいてよろしいでしょうか。今時点で、もしこの

制度に移行した場合、新たに対象になるであろうと思われる人数ですが、小学校で11名、中学校で5名です。それから先ほど申しました、一中や新見南中、キロ30円の適用者ですが、今は、熊谷に1名、菅生に1名のみです。

正村教育長

そこは、新しくなるとキロ30円からキロ8円に下がって、今までもらっていた金額より安くなるところが2人出てくるのが想定されるということです。なかなか難しい問題ではありますが、これに乗切れば、今の新見市の中では平等に扱えると思います。

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

三上委員

路線バスを使うのは、例えば雨の日とか、そういう想定ですか。それとも、路線バスで通っている生徒がいるんですか。そこから教えてください。

田中課長

路線バスで通学している生徒は、6路線あります。例えば、千屋から通学する一中の生徒や豊永、草間から通学する新見南中の生徒たちは、統合の時の話で、独自にスクールバスを仕立てるのではなく、備北バスが走っているの、それに乗ってくださいという協議がまとまっています。ですから、備北バスが走って、良い便があれば乗っています。

三上委員

それは、今、定期を出して、今後も出すんですか。

田中課長

そうです。

三上委員

今度新たになったのは、それ以外の4キロ以上、6キロ以上の児童生徒に出すということですか。

田中課長

はい。

三上委員

そうした場合、一律8円だと、初乗り料金があるので、例えば雨の日に自転車が使えないからバスに乗るといった時に、400円では賄えないけれど、それは自己負担となるんですね。

田中課長

基本的には、通学方法は学校長が認めた経路です。それに準じておりますので、自己都合で変えられる場合は、対応しきれないと考えております。

松井職務代理者

先ほどの説明の中で、新たな対象者が小学校11名、中学校5名と言われましたが、その対象者の地区はどうなっているのでしょうか。

どの地区が、今後新たに対象となる地区でしょうか。

田中課長 地区までは詳細に分かりませんので、学校単位で申し上げてよろしいでしょうか。

松井職務代理者 はい。

田中課長 草間台小学校で1名、刑部小学校で3名、神代小学校で3名、野馳小学校で4名、哲西中学校で5名です。

松井職務代理者 これらの児童生徒については、どういう理由で増えるんですか。自宅からバス停とか、あるいは学校までが4キロ以上、6キロ以上というようなことで増えるんですか。

田中課長 そうです。

松井職務代理者 公共交通機関を利用する対象者とかそういう意味ではないんですね。

田中課長 そうです。自宅からの距離が遠いということです。

溝尾委員 4キロ徒歩で通学しているんですか。徒歩や自転車でも、遠いから補助が出るということですか。

田中課長 そうです。厳密に言えば、徒歩であったり、集合場所まで保護者が送ったりという状況だと思いますけれども、基本的には、通学距離が4キロ以上、6キロ以上ということです。

松井職務代理者 それに関連しての確認なんですが、なぜそう質問をさせていただいたかという、今回の会議の招請が最初メールであった時には、スクールバスの運用についてのことも議題になっていました。ところがそれはまだ庁内での機が熟していないので、今回は取り下げという連絡がありました。スクールバスの利用者がここに係っていないのであれば、それはいいんですけども、もし係っているとしたら、そのスクールバスの運用についての取り決めと合わせて審議しないといけないような内容ではないかと思って、それで確認で質問させていただきました。それが無いということであれば、この趣旨は、よく分かりました。

田中課長 私どものイメージとしては、遠距離通学支援としては円形を考えています。その中にスクールバス、公共交通で通う人を当てはめたとき

に、隙間ができます。その隙間を助成金で埋めようというイメージです。

松井職務代理者

はい、分かりました。

事前に資料を添付ファイルで送っていただいたので、見せていただいたんですけども、2ページ目の第7条の(1)に「休学又は転学したとき。」とあって、もちろん転学したらいろいろ事情が変わる訳ですから、異動届を出すというのは分かるんですけど、義務教育に「休学」という概念があるんですか。そこがよく分からなかったということが1つです。それから、第8条の(1)に「転学したとき。」というのがありますけども、「休学」という文言が、第8条に抜けているのはどうしてかということが、2つ目の質問です。

黒川課長

義務教育に休学というのは基本無いと思うんですが、あるとするならば、院内学級とか、本来であれば、市内の学校に通わなければいけないんだけど、病気の関係で院内学級に治療の間、通うというようなこともあるんで、そういう意味の休学かなと私は読みました。

正村教育長

それは、あちらの小学校の在籍で、出席日数になります。これはまた調べて、次会の際に回答させていただきます。

田中課長

返還ですが、補助金ですと精査して、例えば、何日以上欠席の場合は、1月と見ないというのが厳密なやり方だろうと思います。しかし、子どもたちは、本来、義務教育で、通わなければならないということに対して、長期休暇などいろんなことがありますけども、それを助成金として、少しゆるく幅広く出そうという考えです。

松井職務代理者

それは分かります。長期休暇の期間はそれをカットするという意味ではなくて、事情が変わったときに、助成金の返還を求めるのに、第8条の(1)に「転学」というのがありますが、「休学」というのは、もうある程度の期間行かないという届けですから、これは通いませんよと、例えば病気とか、家庭的な都合とか、いろいろあるかと思えますけども、何日から何日までもう登校しませんよということで届ける訳ですから、もし、そういうことがあるとすれば、第7条のように「休学」という考え方もこの中に含まれるべきではないかと思えます。類似で(4)に「疾病等により就学見込みがなくなったとき。」というのがあるので、そうすると、「休学」というようにはっきり行きませんという意味を示している場合は、助成金が支払われていれば返還の対象になるのではないかと思われるものですから、そこところは整理をした方がいいのではないかと感じました。

正村教育長	これは私の私見ですが、「休」というのは、また復帰がある、休んでいる期間があって、復帰をするということで、「休学」というのは、在籍しているけれど、そこで少しお休みしているという意味かなと思います。位置付けの違いなのかなと思います。そのあたりも調べてみれば、今の松井職務代理者が言われたことの8条との関連が解けるのではないかと思います。今の件は、次にまた提案させていただくときの回答でよろしいでしょうか。
松井職務代理者	はい。
正村教育長	外にありますでしょうか。
長谷川委員	これは公布されたら、広くお知らせして、対象の家庭には個別に教えてあげるのでしょうか。
田中課長	そうです。
長谷川委員	就学支援のときのように、世帯の一覧を見て、この場で許可をしないということはしないんですか。
田中課長	助成金に限って言えば、基本的には、学校を通じてお知らせをして、そこで申請書をいただいて、それから交付していくということになります。今でも学校教育課では、学校からの名簿で4キロ以上、6キロ以上の児童生徒の調査をしていますので、把握しているつもりです。
正村教育長	今日のところは、今のご意見をお聞きして、松井職務代理者の件につきましては、次会提案させていただくときに説明をして、ご理解を得るということでよろしいでしょうか。 委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	もしも、またご質問等があれば、遠慮なく教育総務課へ尋ねていただいて、次会皆さんに諮った方がいいことがあれば、諮らせていただくということでよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	ご質問ご意見がありましたら、今週中に教育総務課へお願いしたいと思えます。 以上、協第7号については、次会教育委員会で承認を改めて得たい

と思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。
次に、「報第15号」の説明をお願いします。

報第15号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部を改正する要領について

黒川課長

報第15号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部を改正する要領について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これは、令和4年10月1日から、岡山県の最低賃金が892円に引き上げられたことに伴い、最低賃金を下回る放課後児童補助員の賃金単価を改定するものです。なお改定後の賃金単価900円につきましては、市の会計年度任用職員の改定単価に合わせております。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第15号は承認とします。
以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長

10月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時48分)